

危険物規制の概要

参考資料1-1

「**危険物**」とは・・・**消防法**で指定されている石油など、特に火災を発生させやすい発火性又は引火性を有する物品

危険物施設

○製造所

危険物を製造する施設

例・・・石油精製工場

○貯蔵所

危険物を貯蔵する施設

例・・・石油タンク

○取扱所

危険物を取り扱う施設

例・・・ガソリンスタンド



消防機関の許可を
受ける必要

(当該施設を変更する場合も許可を受ける必要)

指定数量以上の危険物については、3つの観点からの規制を設けている

①ハード基準

○位置

- ・(学校、病院等からの)保安距離
→延焼防止、避難等のため
- ・(危険物施設内の)保有空地
→消防活動及び延焼防止のため

○構造

- ・材質・強度等 例・・・タンクの板厚

○設備

- ・配管等
- ・消火設備等

②ソフト基準

○貯蔵・取扱い

- ・火気使用制限
- ・立入制限
- ・漏れ、あふれ又は飛散させない

③保安体制

○危険物取扱者

危険物施設における危険物の取扱いは、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者が立ち会うことが必要

- 事業所の規模等に応じて
- ・危険物保安統括管理者
- ・危険物保安監督者
- ・危険物施設保安員
- ・予防規程
- ・自衛消防組織 が必要

火災の予防、火災による被害の軽減→国民の生命・身体・財産の保護、社会福祉の増進

消防法(昭和23年法律第186号)

第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。))を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。

ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

II

いわゆる「仮貯蔵・仮取扱い」

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならない（法第10条第1項）



【危険物施設】

設置・変更の許可（法11条第1項）



完成検査（法第11条第5項）



使用開始

【例外】

消防長・署長の
承認を受けた
10日以内の間の
仮貯蔵・仮取扱
（法第10条第1項
ただし書）

きわめて短期間の
貯蔵又は取扱いについて
便宜上認められた制度

○承認を行う場合に考慮すべき条件の例

・場所の安全性

周囲に可燃性の物件等がないこと、付近に下記を使用する設備等がないこと等

・危険物の数量

法的な制限はない: 当該危険物の品名、場所の広さ、周囲の状況等から判断

・期間

時間的限度は10日以内

・その他

仮貯蔵・仮取扱いの方法、気象条件その他火災予防上必要な事項が考えられる

○仮貯蔵・仮取扱いの再承認について

同一の事情の下に承認を引き続き受けることにより、実質的に10日を超えて貯蔵又は取扱いを行うことは好ましくない。

→平時においては繰り返しの承認は通例きわめて限定的に運用